

生活支援

《個人が申請》他の支援策は事業専門です。唯一、生活に対応可能な支援策です。

- 休業等で生活できない
- 退職等で住宅を失う(かも)
- 児童手当を受給していれば
- 一律支給

借入	緊急小口資金(特例)	借入上限 10万円 (特別な場合 20万円) 据置期間:1年以内、返済期間:2年以内	①休業等により収入の減少があり、一時的な生計維持のために借入れが必要な場合。 ②他自治体で同様の借入を行っていないこと。
借入	総合支援資金(特例)	借入上限 20万円 (単身者 15万円)/月 据置期間:1年以内、返済期間:10年以内	①失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難であるとみなす場合。 ②他自治体で同様の借入を行っていないこと。
給付	住居確保給付金	給付額 4万1千円~5万3千円 支給期間 原則3ヶ月	①離職・休業により著しい収入減。 ②離職の場合、2年以内かつ 65歳未満 であり、世帯収入及び世帯預貯金額が基準額以下。
給付	子育て世帯給付金	給付額 1万円/児童1人につき	①児童手当を受給している世帯である。 ②所得制限限度額以上の特例給付ではない。
給付	特別定額給付金(仮称)	給付額 10万円/1人につき	①4月27日時点で住民基本台帳に載る者。 ②原則世帯主が申請。

申請 千葉市社会福祉協議会
中央区 043-221-2177 緑区 043-292-8185
花見川区043-275-6438 美浜区 043-278-3252
稲毛区 043-284-6160 平日
若葉区 043-233-8181 9時~17時

申請 千葉市保険福祉センター
中央区 043-221-2147 緑区 043-292-8135
花見川区043-275-6416 美浜区 043-270-3148
稲毛区 043-284-6135 平日
若葉区 043-233-8148 8:30~17:30

詳細決定次第、該当世帯へ通知予定

郵送申請 千葉市役所より通知あり
電子申請 マイナンバー 総務省コールセンター
03-5638-5855

休業補償

《事業主が申請》従業員、個人事業主、店舗が一時的な休業を行う際に補填される制度です。

- 子育て世代が臨時休校で仕事を休む
- 従業員に休業してもらう
- 店舗を休業

助成	小学校休学等対応助成金	助成額:労働者1人1日 8,330円 まで 助成率: 10/10 フレックス助成額:1人1日定額 4,100円	臨時休校に伴い、子どもの世話をを行う労働者に通常とは別途有給休暇(賃金全額支給)を取得させた場合。 ①臨時休校により、契約した仕事ができない。 ②これまで委託契約報酬が支払われていた。
給付	雇用調整助成金	助成額:労働者1人1日 8,330円 まで 助成率: 中小企業9/10-10/10 、大企業4/5	①労働者に対して一時的に休業を行っている。 ②6ヶ月未満又は雇用保険未加入も対象。 ※解雇等の場合は、中小企業4/5、大企業2/3。
給付	テナント支援協力金	該当科目:賃料・共益費 上限 50万円/テナント かつ 交付率 8/10	休業を要請種のテナント賃料を減免した 賃貸人(オーナー) が対象
給付	クラスター防止協力金	1事業所 100万円	①不特定多数が利用する施設であり、休業を要請種であること。 ②発生時に事業所名及び状況を公表すること。

送付申請 学校等休業助成金支援金受付センター
〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室
平日:土日 9~21時 **0120-60-3999**

申請 千葉ハローワーク
平日 8:30~17:15 千葉市美浜区幸町1-1-3
043-242-1181 (11#)

申請 千葉市経済農政局経済部
中央区千葉港1-1 千葉市役所2F
平日 8:30~17:15 **043-245-5279**

申請 千葉市経済農政局経済部
中央区千葉港1-1 千葉市役所2F
平日 8:30~17:15 **043-245-5273**

支払猶予

《事業主・個人が申請》支払猶予・減免に関して申請・問い合わせ可能です。

- 延滞金・税なして支払先送り

市税	市税事務所納税課 043-245-5124	国民健康保険等	千葉市保健福祉局医療衛生部 043-245-5143	東京電力	0120-993-052	docomo	0800-333-0500
県税	千葉県総務部税務課 043-223-2127	厚生年金保険	千葉年金事務所(年金機構) 043-242-6320	東京ガス	0570-002-211	au	157または0077-7-111
国税	成田税務署 0476-28-5151			水道局	043-294-1771	softbank	0800-170-4535

事業所家賃(テナント)においては、具体的な施策を与野党にて検討中。

資金繰り

《事業主が申請》当初3年間 金利ゼロ・無担保による借入金制度、事業者現金支給する制度です。

- 民間系金融機関から借入する
- メガバンク 地方銀行 信用金庫 信用組合
- 政府系金融機関から借入する
- 日本政策公庫 商工会議所 商工中金
- 事業継続を前提として給付される

担保力拡大	信用保証枠の拡大認定 危機関連保証・SN保証4号・5号	【危機関連保証】保証割合 100% 【SN保証4号】保証割合 100% 【SN保証5号】保証割合 80%	売上高:「直近月」及び「直近月+見込」 昨対15%以上減 売上高:「直近月」及び「直近月+見込」 昨対20%以上減 売上高:直近3ヶ月が昨対5%以上減
金利	制度融資 金利と信用保証料を補助	千葉県 当初3年間 金利ゼロ・無担保・保証料ゼロ 返済期間10年 据置5年 千葉県市 民間金融機関金利 最大 0.8% を補助	危機関連保証・SN保証4号・5号の要件と連動した売上高の減少を満たすこと。 ※4年目以降は所定金利へ移行。 「経営安定資金」枠 ※金利補助率・限度額は申請種類で異なる。
借入	新型コロナウイルス特別貸付	当初3年間 金利ゼロ・無担保・保証料ゼロ 返済期間15年 据置5年	売上高:直近1ヶ月が昨対(もしくは前々年)5%以上減 ※4年目以降は所定金利へ移行。
借入	新型コロナウイルス対策マル経融資(商工会議所)	当初3年間 金利ゼロ・無担保 返済期間7~10年/据置3~4年 上限1,000万円	売上高:直近1ヶ月が昨対(もしくは前々年)5%以上減 ※4年目以降は所定金利へ移行。
借入	商工中金 危機管理融資(商工中金)	当初3年間 金利ゼロ・無担保 返済期間15~20年/据置5年	売上高:直近1ヶ月が昨対(もしくは前々年)5%以上減 ※4年目以降は所定金利へ移行。
給付	持続化給付金	給付額: 法人 200万円以内 個人事業主 100万円以内	2020年12月までに昨対売上50%減少月があり、 前年総売上-(前年同月比▲50%売上×12ヶ月) にて算出。(上限は左の通り。)
給付	千葉県中小企業再建支援事業	給付額: 10万円~最大30万円以内	2020年12月までに昨対売上50%減少月があり、 ①県内に賃貸事務所複数:30万円 ②県内に賃貸事務所1か所:20万円 ③県内に賃貸事務所がない:10万円

認定 千葉市 経済農政局経済部産業支援課
千葉市中央区千葉港2-1
中央コミュニケーションセンター2階 国際交流協会会議室
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
千葉市経済農政局経済部産業支援課
平日 9時~17時 **043-245-5284**

申請 千葉県 商工労働部経営支援課 金融支援室
千葉市中央区市場町1-1
平日 8:30~17:15 **043-223-2707**

申請 千葉県産業振興財団総務企画課
中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館
043-201-9505

申請 日本政策金融公庫
千葉支店:千葉市中央区市場町1-1
(国民生活事業) **043-241-0078**
(中小企業事業) **043-243-7121**

申請 千葉商工会議所
中央区中央2-5-1(千葉中央ツインビル2号館)
平日 8:30~17:15 **043-486-2331**

申請 商工中金千葉支店
千葉市中央区新町3-13
0120-542-711

電子申請 持続化給付金サイト
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>
平日・休日 9時~17時 **03-3501-1544**

電子申請・郵送申請
<https://www.chiba-shienkin.com/>
平日・休日 9時~16時 **0570-04-4894**

事業改革

《事業主が申請》コロナ以降、事業内容に変化・改善を加えていくための支援策です。

- 新規販路
- 設備投資
- テレワーク・IT

補助	持続化補助金	補助額: 100万円以内 補助率: 2/3以内	コロナ特別枠 締切 5/15 非接触対策を含むこと	感染症の影響を乗り越えるために、販路開拓等にかかる費用の一部を補助。 ※通常枠(補助額50万円)は常時公募中。
補助	ものづくり補助金	補助額: 1,000万円以内 補助率: 2/3以内	コロナ特別枠 締切 5/20	新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資費用の一部を補助。 ※通常枠(補助率:中小1/2、小規模事業者2/3)は常時公募中。
補助	IT導入補助金	補助額: 450万円以内 補助率: 2/3以内	コロナ特別枠 締切 6月末	ITツール(ソフトウェア・サービス)導入費用の一部を補助。特別枠はハードウェア(PC・タブレット)レンタルも対象。 ※通常枠(補助率:1/2)は常時公募中。
補助	テレワーク推進事業	テレワーク宿泊 1回 上限3千円 (最低自己負担千円) 宿泊施設事業者 上限30万円 補助率: 3/4以内	制度設計中	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自宅以外でのテレワーク実施 or テレワークプラン実施ホテルに対して衛生対策に必要な経費を補助。

問合せ先 平日 9:30~12:00/13:00~17:30
全国商工会連合会 **03-6670-2540**
日本商工会議所 **03-6447-2359**

問合せ先 平日10:00~17:00 **申請**
ものづくり補助金事務局 **050-8880-4053** 中小企業生産性革命推進事業

問合せ先 平日9:30~17:30
サービスデザイン推進協議会 **0570-666-424** WEBサイト

千葉市 経済農政局経済部観光MICE企画課